

平成25年11月26日教育委員会告示第1号

改正 平成31年3月8日教委告示第2号

西郷村人材育成基金奨学資金貸付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西郷村人材育成基金事業規則（平成3年西郷村規則第6号）第2条に規定する人材育成基金事業として、能力があるにもかかわらず、経済的理由により修学が困難と認められる者に対して入学時における奨学資金の貸与を行う奨学金貸与事業について、必要な事項を定めるものとする。

(奨学資金の貸与対象者)

第2条 奨学資金の貸与の対象者は、次に掲げる要件を備えている者とする。

- (1) 品行が正しく、学術にすぐれ、身体が強健であること。
- (2) 経済的理由により借受けを必要とする者であること。
- (3) 国、県又は他の団体等から入学時一時金の奨学資金の貸与を受けていないこと。
- (4) 高等学校、高等専門学校、大学、短大、専修学校等へ進学の間志があること。
- (5) 本人又はその保護者が村内に住所を有すること。
- (6) 本人又はその保護者に税金の滞納が無いこと。
- (7) 特に教育長が必要と認める事項

(奨学資金の額)

第3条 奨学資金は入学時一時金とし、その額は次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額で、予算の範囲内で貸与するものとする。

- (1) 高等学校、高等専門学校等の入学者 300,000円以内
- (2) 大学、短大、専修学校等の入学者 500,000円以内

2 奨学資金には、利息を付さない。

(奨学資金の申請)

第4条 奨学資金の貸与を受けようとする者は、連帯保証人2人と連署した奨学資金申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて教育長に提出しなければならない。

- (1) 奨学生推薦調書（様式第2号）
- (2) 所得証明書
- (3) 成績証明書
- (4) 納税証明書

2 前項に規定する申請書の提出期限は、毎年度教育長が定める。

(連帯保証人)

第5条 前条第1項に規定する連帯保証人のうち1人は、保護者又はこれに代わる者とする。ただし、教育長が特に認めるときはこの限りでない。

(奨学生の決定)

第6条 奨学資金の貸与を受ける者(以下「奨学生」という。)は、教育委員会が第4条の規定により提出された書類を審査して選考のうえ決定するものとする。

2 教育長は、前項の規定により決定された奨学生に対し奨学資金貸与決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(奨学資金の交付方法)

第7条 奨学資金は、奨学生が指定する銀行口座に口座振替の方法によって交付する。

(誓約書及び口座振替による振込申出書)

第8条 第6条第2項の規定により通知を受けた奨学生は、速やかに誓約書(様式第4号)及び口座振替による振込申出書(様式第5号)を教育長に提出しなければならない。

(奨学資金借用証書の提出)

第9条 奨学資金の交付を受けた奨学生は、奨学資金借用証書(様式第6号)及び奨学資金返還明細書(様式第7号)を教育長に提出しなければならない。

(奨学資金の返還)

第10条 奨学生は、卒業の月の12箇月後から、第3条第1項第1号に規定する者は5年以内に、同条第2号に規定する者は8年4箇月以内に、貸与を受けた奨学資金の全額を月賦又は半年賦で返還しなければならない。ただし、事情によりその全部又は一部を一時に返還することができる。

2 奨学生が退学したときは、その月の12箇月後から前項の規定に準じて奨学資金を返還しなければならない。

3 奨学生が入学を辞退したときは、入学辞退届出書(様式第8号)を直ちに教育長に提出し、交付を受けた奨学資金の全額を返還しなければならない。

(在学証明書の提出)

第11条 奨学生は、毎年度4月末日までに在学証明書を教育長に提出しなければならない。

(届出)

第12条 奨学生又は奨学生であった者(奨学資金を返還しなければならない者で、その全部又は一部を返還していないもの及び返還の猶予を受けているものをいう。以下この条及び第14条において同じ。)は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める文書により直ちに教育長に届け出なければならない。

(1) 氏名又は住所を変更したとき 様式第9号

(2) 休学、退学若しくは復学し、若しくは停学の処分を受け、又は転学をしたとき 様式第8号又は様式第10号

(3) 連帯保証人の氏名若しくは住所に変更があったとき、連帯保証人が死亡したとき、又は連帯保証人として適当でない理由が生じたとき 様式第11号

2 奨学生又は奨学生であった者が死亡し、又は重度心身障害の状態になったときは、本人又は連帯保証人若しくは遺族は、その事実を証する書類を添えて、文書でその旨を教

育長に届け出なければならない。

- 3 奨学生又は奨学生であった者は、連帯保証人を変更しようとするとき、又は教育長が連帯保証人の変更を命じたときは、直ちに別の連帯保証人を定めて様式第11号により教育長に提出しなければならない。

(返還猶予)

第13条 教育長は、奨学生であった者がさらに上級学校に進学したときは、奨学資金返還猶予願（様式第12号）によってその在学期間奨学資金の返還を猶予することができる。

- 2 教育長は、災害、病気その他やむを得ない理由のために奨学資金の返還が困難と認められるときは、申請によって相当の期間その返還を猶予することができる。

(返還免除)

第14条 教育長は、奨学生又は奨学生であった者が死亡し、又は重度心身障害の状態になったときは、本人又は連帯保証人若しくは遺族からの奨学資金返還免除願（様式第13号）によって奨学資金の全部又は一部の返還を免除することができる。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年3月8日教委告示第2号）

この告示は、公布の日から施行する。